

令和7年度(2025年度) 市民税・県民税・森林環境税 特別徴収事務の手引き

令和7年度特別徴収事務に関するご案内

- 納入可能な金融機関に変更があります
p2をご参照ください。
- 特別徴収税額決定通知を電子データで受け取った場合、変更通知も電子データでの受け取りになります
p11をご参照ください。

例年お願いしていること

- 税額が変更になった場合、新たな納入書の送付は行いません。金額を訂正して納入してください
p3、p4をご参照ください。
- 1月～5月の間に退職された方については、一括徴収を行ってください



↑ 事業所の給与担当の方へ



↑ 各種届出書のダウンロードはこちら



この手引きは1年間保管してください

お問い合わせ先

〒670-8501 兵庫県姫路市安田四丁目1番地
姫路市役所 市民税課 (市町村コード 282014)

特別徴収に関しては (079)221-2260

課税内容に関しては (079)221-2261

特別徴収とは	1
特別徴収の事務について	1
1 給与支払報告書の提出	1
2 税額通知書の送付	1
3 徴収及び納入	1
4 納期の特例	2
5 徴収方法の変更	2
(1) ～ (4) 異動届出書切替依頼書記載例	5 ～ 8
6 納入書の記入方法	3
7 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書の記載例	9
8 退職所得の分離課税にかかる特別徴収について	10
電子申告（eLTAX等）について	11
付録（必要時にはコピーしてご利用ください。）	
1 特別徴収に係る給与所得者異動届出書	12
2 特別徴収への切替依頼書	13
3 退職手当等にかかる市民税・県民税特別徴収税額納入内訳書	16
4 特別徴収義務者所在地・名称変更届出書	17
5 ゆうちょ銀行・郵便局指定通知書	18

※ 特別徴収に関する各種異動届出書等は姫路市ホームページにも掲載していますのでダウンロードしてお使いください。

<https://www.city.himeji.lg.jp/>

特別徴収に関すること

姫路市 事業所の給与担当者 



各種異動届出書等

姫路市 住民税 様式 



1 特別徴収の方法と納入期限について

- ・特別徴収税額は6月から翌年5月までの12回に分割していますので、毎月の給与の支払いの際、市民税・県民税・森林環境税を徴収して翌月の10日までに納入してください。
- ・最初の月（6月分）のみ端数処理で他の月と金額が異なる場合がありますのでご注意ください。
- ・従業員数が常時10人未満の場合、納期の特例があります。詳しくは2ページをご覧ください。

2 同封書類の説明について

- (1) 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）
特別徴収義務者において保管してください。
- (2) 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）
それぞれの納税義務者へ**圧着をはがさず**にそのまま配付してください。
- (3) 特別徴収納入書
特別徴収納入書（記載例は3～4ページ参照）によって、金融機関等で納入期限内に納めてください。

※税額変更時の通知には税額変更後の特別徴収納入書は同封されません。記載例（3～4ページ）を参照に金額を修正し使用してください。

3 「異動届出書」に基づく「特別徴収税額の決定・変更通知書」の送付について

- (1) 年度当初（5月中旬）送付の通知書
4月中旬処理分までの異動届出書を反映します。
- (2) 6月上旬送付の通知書
4月中旬から5月15日処理分までの異動届出書を反映します。
- (3) 6月中旬以降送付の通知書
「各月15日処理分までを翌月初旬」に、「16日から月末処理分までを翌月中旬」に通知します。

4 退職や休職、転勤等により、特別徴収ができない従業員の方がいる場合

「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」（12ページ付録1）を理由が発生した月の翌月10日までに提出してください。（記載例は5～7ページ参照）

5 普通徴収の納税義務者を新たに特別徴収に変更する場合

「特別徴収への切替依頼書」（13ページ付録2）を提出してください。（記載例は8ページ参照）

6 退職所得等の支給により特別徴収税額が生じた場合

納入書裏面の「納入申告書」に必要事項をご記入ください。（記載例は4ページ参照）

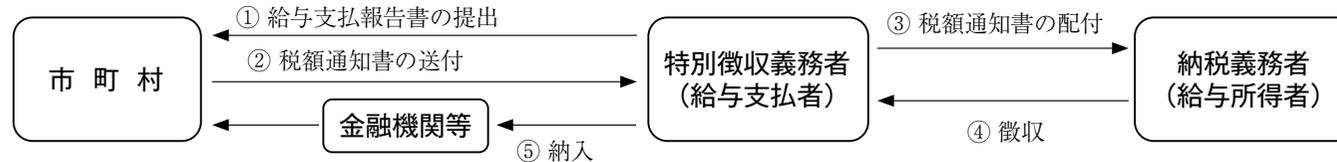
7 給与支払報告書の提出について

年度の途中で退職された方の分も合わせて、翌年の1月31日までに給与支払報告書（個人別明細書）の提出をお願いします。

特別徴収とは

特別徴収とは、給与支払者が所得税の源泉徴収と同様に、毎月支払う給与から市民税・県民税・森林環境税を徴収し、本来の納税義務者である給与所得者に代わって、納入していただく徴収方法です。この場合、徴収した税額を納入していただく給与支払者を特別徴収義務者といいます。

地方税法及び市税条例の規定により、所得税の源泉徴収義務者は原則として、すべて特別徴収義務者として給与所得に係る市民税・県民税・森林環境税を給与特別徴収していただくことになっています。



※ 徴収・納入事務は年度始まりが6月となります。令和7年(2025年)6月から令和8年(2026年)5月までが「令和7年度(2025年度)」です。

特別徴収の事務について

1 給与支払報告書の提出

給与支払者(事業主)は毎年1月31日までに、従業員に支払った前年中の給与等について、(従業員が1月1日にお住まいの)市町村に給与支払報告書を提出します。

基準年(前々年)に税務署へ提出すべきであった「給与所得の源泉徴収票」の枚数が100枚以上の給与支払報告者は、各市町村に提出する給与支払報告書について、電子データ(eLTAX又は光ディスク等)による提出が義務付けられています。

また、令和元年10月1日より地方税共通納税システムの利用が開始され、eLTAXにより電子納税が可能となりました。詳細は、eLTAX(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)のホームページをご覧ください。

2 税額通知書の送付

同封の「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)」は、**圧着をはがさず**に納税義務者に配付してください。

3 徴収及び納入

(1) 月割額の徴収

同封の「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)」の月割額を、給与の支払をする際に毎月徴収してください。

(2) 月割額の納入

各納税義務者から徴収した月割額の合計額を、別冊の該当月分の納入書を利用(記載例は3ページ参照)し、2ページの納入場所で納入してください。

※ 納入期限…徴収した月の翌月10日(金融機関等が休業日の場合は、翌営業日)

(3) 納入場所及び納入方法

① 次の金融機関の本支店をご利用ください。

(令和7年4月1日現在)

銀 行	三井住友 ・ 山陰合同 ・ 中国 ・ 阿波 ・ 百十四 ・ 伊予 ・ みなと ・ トマト
信 用 金 庫	姫路 ・ 播州 ・ 兵庫 ・ 但馬 ・ 西兵庫 ・ 但陽
信 用 組 合	近畿産業 ・ 兵庫県医療 ・ 兵庫県 ・ 淡陽 ・ 兵庫ひまわり
協 同 組 合 等	兵庫西農業協同組合 ・ 兵庫県信用農業協同組合連合会 ・ なぎさ信用漁業協同組合連合会
そ の 他	近畿労働金庫

※統廃合等により納入場所は変更になる場合があります。(最新の情報は納税課ホームページをご確認ください。)

② 各ゆうちょ銀行及び各郵便局をご利用ください。

近畿2府4県以外の各ゆうちょ銀行及び各郵便局をご利用になる場合は、「郵便局指定通知書」(18ページ)を利用される各ゆうちょ銀行及び各郵便局に当初納入される際に提出してください。

③ eLTAX (地方税共通納税システム)による電子納税

地方税共同機構が運営するシステムeLTAXを利用することで「インターネットバンキング」「クレジットカード」「ダイレクト方式」などの方法で金融機関の窓口に出向くことなく納入することが可能です。詳しくはeLTAXホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)をご覧ください。

(4) 延滞金

納期限までに納入されない場合は、納期限の翌日から納入日までの日数に応じて、税額に地方税法で定める割合で計算した延滞金が加算されます。

4 納期の特例

納期の特例とは、給与の支払いを受ける者が常時10人未満(注1)である場合には、通常、市民税・県民税・森林環境税の納期を年間12回設けているところを、年2回に分けて納入することができる制度です。この特例を受けるには事前に「特別徴収税額の納期の特例に関する申請書」を申請し、承認された場合特例が適用となります。

詳しくは市民税課特別徴収担当までお問い合わせください。

※ 申請書は姫路市役所ホームページに掲載しております。(URLはもくじ参照)

税額を特別徴収した期間	納入書	納期限 (注2)
6月分から11月分まで	11月分	12月10日まで
12月分から翌年5月分まで	5月分	翌年6月10日まで

注1) 姫路市だけでなく、会社の総従業員数です。

注2) 10日が金融機関等休業日の場合は翌営業日となります。

源泉徴収した所得税の納期限は7月10日と1月20日で、市民税・県民税とは異なりますので注意してください。

5 徴収方法の変更

退職・転勤・休職・死亡などの理由によって給与の支払いをしなくなった場合、その理由が発生した月の翌月10日までに「給与所得者異動届出書」(12ページ付録1)を提出してください。(記載例は5～7ページ参照)

就職等の理由により、普通徴収(個人納付)から特別徴収へ切り替える場合は、「特別徴収への切替依頼書」(13ページ付録2)を提出してください。(記載例は8ページ参照)

※ 申請書は姫路市役所ホームページにも掲載しております。(URLはもくじ参照)

6 納入書の記入方法

- ◎ 納入金額が納入書等の「月割額(1)」欄の税額 と 一致している場合 → ①へ
- ◎ 納入金額が納入書等の「月割額(1)」欄の税額 と 異なる場合(給与分のみの場合)
(税額に変更がある場合又は納税義務者に就退職等の異動があった場合) → ②へ
- ◎ 納入金額が納入書等の「月割額(1)」欄の税額 と 異なる場合(退職所得に係る税額を併せて納入する場合) → ③へ

①納入金額が納入書等の「月割額(1)」欄の 税額と一致している場合

年	月	指 定 番 号	月割額(1)	円																				
7	6		1,500,000																					
282014			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">給与分 一括徴収 分を含む</td> <td style="width: 10%;">億</td> <td style="width: 10%;">千</td> <td style="width: 10%;">百</td> <td style="width: 10%;">十</td> <td style="width: 10%;">万</td> <td style="width: 10%;">千</td> <td style="width: 10%;">百</td> <td style="width: 10%;">十</td> <td style="width: 10%;">円</td> </tr> <tr> <td></td> </tr> </table>		給与分 一括徴収 分を含む	億	千	百	十	万	千	百	十	円										
給与分 一括徴収 分を含む	億	千	百	十	万	千	百	十	円															
納入すべき金額が月割額(1)の金額と異なるときは、月割額(1)の欄を横線で抹消し納入金額(2)の欄に記入してください。(納入書裏面参照)			納 入 金 額 退職所得分 延滞金																					
納期限 令和7年 7月10日			・ ¥記号は記入しないでください。 ・ 退職所得分がある場合は裏面も記入してください。																					
(2)			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">合計額</td> <td style="width: 10%;">億</td> <td style="width: 10%;">千</td> <td style="width: 10%;">百</td> <td style="width: 10%;">十</td> <td style="width: 10%;">万</td> <td style="width: 10%;">千</td> <td style="width: 10%;">百</td> <td style="width: 10%;">十</td> <td style="width: 10%;">円</td> </tr> <tr> <td></td> </tr> </table>		合計額	億	千	百	十	万	千	百	十	円										
合計額	億	千	百	十	万	千	百	十	円															

・ 納入書等には **何も記入せず**、そのまま納めてください。

②納入金額が納入書等の「月割額(1)」欄の 税額と異なる場合(給与分のみの場合) (税額に変更がある場合又は納税義務者に就退職等の異動があった場合)

年	月	指 定 番 号	月割額(1)	円																				
7	6		100,000																					
282014			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">給与分 一括徴収 分を含む</td> <td style="width: 10%;">億</td> <td style="width: 10%;">千</td> <td style="width: 10%;">百</td> <td style="width: 10%;">十</td> <td style="width: 10%;">万</td> <td style="width: 10%;">千</td> <td style="width: 10%;">百</td> <td style="width: 10%;">十</td> <td style="width: 10%;">円</td> </tr> <tr> <td></td> </tr> </table>		給与分 一括徴収 分を含む	億	千	百	十	万	千	百	十	円										
給与分 一括徴収 分を含む	億	千	百	十	万	千	百	十	円															
納入すべき金額が月割額(1)の金額と異なるときは、月割額(1)の欄を横線で抹消し納入金額(2)の欄に記入してください。(納入書裏面参照)			納 入 金 額 退職所得分 延滞金																					
納期限 令和7年 7月10日			・ ¥記号は記入しないでください。 ・ 退職所得分がある場合は裏面も記入してください。																					
(2)			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">合計額</td> <td style="width: 10%;">億</td> <td style="width: 10%;">千</td> <td style="width: 10%;">百</td> <td style="width: 10%;">十</td> <td style="width: 10%;">万</td> <td style="width: 10%;">千</td> <td style="width: 10%;">百</td> <td style="width: 10%;">十</td> <td style="width: 10%;">円</td> </tr> <tr> <td></td> </tr> </table>		合計額	億	千	百	十	万	千	百	十	円										
合計額	億	千	百	十	万	千	百	十	円															

- ・ 「月割額(1)」欄を2本線で抹消してください。
(金融機関によっては訂正印を求められる場合があります。)
- ・ 「納入金額(2)」欄の「給与分」欄と「合計額」欄に納入すべき税額を記入してください。
- ・ 退職等による未徴収税額の一括徴収分も「給与分」欄に合算して記入してください。
- ・ 予備の納入書等(「月割額(1)」に0円が記載されているもの)を使用する場合は上記の記載例を参考に記入してください。

数字の記入の仕方

「わく」からはみ出さないように正確に記入してください。

(注意)「わく」からはみ出した数字や、小さすぎる数字は機械読みとりができない場合があります。

< 記載例 >

0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

●「¥」は記入しないでください。

●黒のボールペンまたは黒のペンで記入してください。

消せるボールペンは使用しないでください。

●3連用紙(領収書・納入書・納入済通知書)の全てに記入してください。

●税額変更が起こる可能性がありますので、納入前に訂正してください。

③納入金額が、納入書等の「月割額(1)」欄の 税額と異なる場合<退職所得に係る税額を併せて納入する場合>

年	月分	指 定 番 号	月割額(1)	円
7	6		49,800	
282014		納 入 金 額	給与分 一括徴収 分を含む	49,800
納入すべき金額が月割額(1)の金額と異なるときは、月割額(1)の欄を横線で抹消し納入金額(2)の欄に記入してください。(納入書裏面参照)		納 入 金 額	退職所得分	23,300
		納 入 金 額	延滞金	
納期限	令和7年 7月10日			
(2)		・ ¥記号は記入しないでください。 ・ 退職所得分がある場合は裏面も記入してください。		
合計額		282,800		

(裏面)退職所得に係る市民税・県民税納入申告書

(あて先) 兵庫県姫路市長		2025年 7月分	
2025年 8月 1日提出		人 員	2人
退職手当等支払金額		308,639	800
特別徴収税額		市 民 税	139,800
		県 民 税	93,200
1	住所(1月1日) 姫路市 安田4丁目〇〇番地1	退職年月日	2025年 7月 28日
氏 名 姫路一郎		退職金支払額	23,203,900円
特別徴収税額 市民税 78,000円 県民税 52,000円		勤続年数	38年
2	住所(1月1日) 姫路市 安田4丁目〇〇番地2	退職年月日	2025年 7月 28日
氏 名 安田花子		退職金支払額	7,660,080円
特別徴収税額 市民税 61,800円 県民税 41,200円		勤続年数	14年
3	住所(1月1日) 姫路市	退職年月日	年 月 日
氏 名		退職金支払額	円
特別徴収税額 市民税 円 県民税 円		勤続年数	年
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。			
特別徴収義務者の所在地・名称		法人番号	9 8 1 0 0 △ △ × × ○ ○ △ △
姫路市安田4丁目1番地		受付印	
姫山商事 株式会社			

- ・「月割額(1)」欄を2本線で抹消してください。
(金融機関によっては訂正印を求められる場合があります。)
- ・「納入金額(2)」欄の「給与分」欄から「合計額」欄までの必要な箇所、納入すべき税額を記入してください。
- ・退職等による未徴収税額の一括徴収分は「給与分」欄に合算して記入してください。

- ・上記の記載例を参考に記入してください。
なお、①は退職手当等の支払金額の合計金額を記入してください。
②は表面「退職所得分」欄の市民税・県民税の内訳を記入してください。
③は対象者ごとの内訳を記入してください。
④は法人番号を記入してください。
- ・個人事業主の方が個人番号を記入する必要はありません。
- ・退職者が4人以上の場合は納入内訳書(16ページ) 付録3 を提出してください。

「給与所得者異動届出書」、「特別徴収への切替依頼書」の記載例

(1) 特別徴収から普通徴収(個人納付)への切り替え

- ① 退職による場合
 - ・ 異動の日(退職日)が6月1日から12月31日までの間で本人から一括徴収の申し出がない場合
 - ・ 上記の期間以外の場合で未徴収税額を超える給与または退職手当等の支払がない場合
- ② 死亡による退職の場合
- ③ 休職による場合
- ④ その他の事由による場合
 - ・ 給与の額の変更等により、月割額を特別徴収できない場合

【記載例】(10月分まで給料引きした事例)

付印 7	市町村民税 道府県民税	給与支払報告 特別徴収	に係る給与所得者異動届出書										令和7年度(2025年度)税額通知書に記載 されている宛名番号を記入してください。	
姫路市長 2025年10月22日提出		給与支払者 (特別徴収義務者)	名称 (氏名) 姫山商事 株式会社	担当 氏名 乙山 春子							係 乙山 春子	年度 7年度	徴収 番号 0912345678	指定番号を記入し てください。 0912345678
		所在地 (住所) 姫路市安田4丁目1番地	担当者 電話 079-221-1234							宛名番号 5				
		法人番号又は個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3		(ア) 特別徴収税額 (年税額) 120 000円	(イ) 徴収済税額 6 月分 10 月分まで 50 000円	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 11 月分 5 月分まで 70 000円	異動年月日 2025 年 10 月 17 日	異動の事由 1 転勤 2 退職 3 死亡 4 休職 5 長欠 6 その他 a.支払少額 b.支払不 c.上記以外(異動後の未徴収 税額の徴収方法 1 特別徴収継続 2 一括徴収 3 普通徴収 (本人が納付する)					
フリガナ 氏名 姫路 太郎		ヒメジ タロウ 姫路 太郎	新姓 	生年月日 明・大・昭 平 3 年 2 月 9 日生		個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2		1月1日 現在 姫路市延末1番地		異動後 同上				
◎給与所得者が新しい給与支払者(特別徴収義務者)による「特別徴収の継続」を希望される場合は以下の項目にも必ず記載してください。 ※事業主及び希望による普通徴収														
所在地 〒		送付した税額決定・ 変更通知書を参照の上、 金額を記入してください。		指定番号	担当者 氏名 連絡先 電話	退職日・ 死亡日等		徴収義務者(担当 円を 月分(翌月10日納期限) から徴収するよう連絡済です。		受給者番号 納入書の要否 (新規の場合のみ)		1 必要 2 不要		

◎給与等の支払を受けなくなった後の月割額の一括徴収について次の欄に必ず記載してください。

一括 理由	一括徴収する場合		徴収予定月日	徴収予定額 【(ウ)と同額】	左記の一括徴収した税額は 月分 (翌月10日納期限)で納入します。
	1 異動の日が6月1日から12月31日までの間で本人からの申出があったため。	2 異動の日が1月1日から4月30日までの間で特別徴収の継続の希望がないため。	月 日	円	
徴 理由	一括徴収しない場合				
	1 異動の日が6月1日から12月31日までの間で本人からの申出がないため。			該当する番号を○ で囲んでください。	
	2 異動の日が1月1日から4月30日までの間で残税額(上記(ウ)の額)を超える給与又は退職手当等の支払がないため。				
3 死亡による退職のため。					

※育児休業の場合は、異動の事由を「休職」としてください。

※税額が0円の方も退職等の場合は提出が必要です。

※納入書は税額に変更があった場合でも改めてお送りすることはありません。当初お送りしたものを訂正してご使用ください。

(2) 退職等による未徴収税額の一括徴収

- 異動の日(退職日等)が1月1日から4月30日までは本人からの申し出がない場合でも、未徴収税額の一括徴収が義務づけられています(地方税法第321条の5第2項)。ただし、未徴収税額を超える給与・退職手当の支払がない場合は、普通徴収(個人納付)に切り替えることができます。
- 上記の期間以外の場合で本人が一括徴収を希望する場合

退職時に給与又は退職手当等から未徴収税額を一括で徴収し、翌月の10日までに納入することができます。
 納入は通常の給与分に上乗せして一括でお願いします。

【記載例】(本人の申出により11月分で残額を全て徴収する場合)

付印 7 受印		市町村民税 道府県民税	給与支払報告 特別徴収	に係る給与所得者異動届出書												令和7年度(2025年度)税額通知書に記載されている宛名番号を記入してください。					
姫路市長 2025年10月22日提出		給与支払者 (特別徴収義務者)	名称(氏名) 姫山商事 株式会社	担当 者	給与 係	氏名 乙山 春子	年度 7 年度	徴収 番号 0912345678	指定 番号 0912345678	宛名 番号 5	指定番号を記入してください。										
給 与 所 得 者 所	フリガナ 氏名	ヒメジ タロウ 姫路 太郎	新 姓	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法	1 転勤 2 退職 3 死亡 4 休職 5 長欠 6 その他 1 特別徴収継続 2 一括徴収 普通徴収(本人が納付する)											
	生年月日	明・大・昭平 3年 2月 9日生		10月分まで	6月分から	5月分まで	2025年	10月17日		a.支払少額 b.支払不 c.上記以外											
	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2		120 000円	50 000円	70 000円				1 必要 2 不要											
	1月1日 現在	姫路市延末1番地								退職日等											
	異動後	同上								該当する番号を○で囲んでください。											
◎給与と所得者が新しい給与支払者(特別徴収義務者)による「特別徴収の継続」を希望される場合には以下の項目にも必ず記載してください。※事業主及び希望による普通徴収																					
	所在地干 (フリガナ) 名称		特別徴収指定番号	担当者 氏名 連絡先 電話	法人番号	納入書の要否 (新規の場合のみ)	1 必要 2 不要	同じ金額													
◎給与等の支払を受けなくなった後の月割額(退職した月を除く)の一括徴収について必ず記載してください。																					
一 括 徴 収 理 由	一括徴収する場合	1 異動の日が6月1日から12月31日までの間で本人からの申出があったため。 2 異動の日が1月1日から4月30日までの間で特別徴収の継続の希望がないため。 3 死亡による退職のため。	徴収予定月日	徴収予定額 【(ウ)と同額】	左記の一括徴収した税額は、11月分(翌月10日納期限)で納入します。									納入月を記入してください。							
		11月 13日	70,000円										※ 納入月について 翌月10日が納期限 (例)11月分=12月10日納期限 金融機関等が休業日の場合は翌営業日								

(3) 新しい事業所で特別徴収継続

- ・ 転勤・転職等により新しい事業所で特別徴収を継続することができます。

【記載例】（11月分より別の事業所で特別徴収をする場合）

新しい給与支払者が姫路市で指定番号の登録がない事業所で電子的税額通知の受取方法を希望する場合は姫路市HP掲載の「特別徴収税額通知受取方法変更届出書」をご提出ください。

姫路市 事業所の給与担当者

検索



※eLTXで給報を提出している場合のみ選択できます。

付 受 印 7	市町村民税 道府県民税		給与支払報告 特別徴収		に係る給与所得者異動届出書										令和7年度(2025年度)税額通知書に記載されている宛名番号を記入してください。				
	姫路市長		給与支(特別徴収)		姫山商事 株式会社 姫路市安田4丁目1番地										整理番	指定番号を記入してください。 0912345678 5			
2025年10月		退職前の事業所での徴収分を記入してください。		3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3			(イ) 徴収済税額			(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)			異動年月日		異動の事由		異動後の未徴収税額の徴収方法		
フリガナ		ヒメ		氏名			徴収税額			徴収済税額			2025年		① 転勤 2 退職 3 死亡 4 休職 5 長欠 6 その他		① 特別徴収継続 2 一括徴収 3 普通徴収 (本人が納付する)		
姫路 太郎		明・大・昭・平		3年 2月 9日生			6 月分から 10 月分まで			11 月分から 5 月分まで			10月17日						
個人番号		1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2		120 000円			50 000円			70 000円									
1月1日現在		姫路市延末1番地		120 000円			50 000円			70 000円									
異動後		同上		120 000円			50 000円			70 000円									
◎給与と所得者が新しい給与支払者(特別徴収義務者)による「特別徴収の継続」を希望される場合には以下の項目にも必ず																			
新しい給与支払者(特別徴収義務者)		所在地〒670-0001 姫路市本町68番地		特別徴収指定番号			担当者氏名			電話			左記特別徴収義務者(担当 安田 氏)は月割額 10,000 円を 11 月分(翌月10日納期限)から徴収するよう連絡済です。		受給者番号		納入書の要否(新規の場合のみ)		
カブシキガイシャ コウヤマ 株式会社 甲山		0912345678		0912345678			甲山 夏子			079-221-7890					① 必要 2 不要				
◎給与等の支払を受けなくなった後の月割額(退職した月を除く)の																			
一括徴収する場合		1 異動の日が6月1日から12月31日までの間に出がなかったため。		2 異動の日が1月1日から4月30日までの間の希望がないため。			新しい事業所の所在地・名称・法人番号等を記入してください。			指定番号・法人番号が不明の場合は空欄で結構です。			左記の(翌月)		新しい事業所へ連絡してください。そして、担当者名・月割額・開始月を記入してください。納税義務者用通知が電子の場合、受給者番号の記載が必須となります。 ※連絡が取れない場合は原則、普通徴収になります。				
一括徴収しない場合		1 異動の日が6月1日から12月31日までの間で本人からの申出がないため。		2 異動の日が1月1日から4月30日までの間で残税額(上記(ウ)の額)を超える給与又は退職手当等の支払がないため。		3 死亡による退職のため。													

(4) 普通徴収(個人納付)から特別徴収への切り替え

- ・ 現在普通徴収(個人納付)の方を、特別徴収に切り替えることができます。
- ・ 普通徴収の納期限を超過した期別分は特別徴収に切替できません。(口座振替の方の場合、届出が納期限前2週間を過ぎると、口座から引き落とされます)
- ※ 普通徴収納期限は、1期6月、2期8月、3期10月、4期1月(翌年)の末日までです。
- ・ 前年に年金所得がある65才以上の方は切り替えできない場合があります。
- ・ 新しい給与支払者が姫路市で指定番号の登録がない事業所で電子的税額通知を希望する場合は7ページを参考に「特別徴収税額通知受取方法変更届出書」を同時に提出してください。

【記載例】普通徴収第2期～4期分を8月分(9月10日納期限)からの特別徴収に切り替える場合

(特徴切替の開始月は特別徴収税額決定変更通知書にて税額を確認して徴収していただくため「切替依頼書提出月の翌々月以降」として、「8月開始」の場合は6月末までに必着となるように提出してください。)

市民税・県民税 特別徴収への切替依頼書

指定番号を記入してください。
姫路市での指定番号がない場合は、新規に○をつけてください。

2025年6月14日 (あて先) 姫路市長 付印 受	給 与 支 払 者 (特 別 徴 収 義 務 者)	法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	特別徴収義務者 指定番号	0912345678 / 新規			
		フリガナ	ヒメヤマシヨウジ カブシキガイシャ														連絡先	所属	総務課	
		名称 (氏名)	姫山商事 株式会社															氏名	姫路 太郎	
		代表者名	姫山一郎																電話	079-221-1234
所在地 (住所)	郵便番号	670-8051											姫路市安田4丁目1番地							

◎ 次の納税者について

8

月分(翌月10日納期)より特別徴収を希望します。
※原則 提出月の翌々月を記入してください。

通知書に記載されている
番号を記入してください。
不明の場合は不要です。

フリガナ	ヒメジ ハナコ	生年月日			通知書番号	12345678	
氏名	姫路 花子	昭和・平成 61年4月15日生			普通徴収の年税額 (ア)	16,000 円	
1月1日現在の住所	姫路市安田9丁目9番地	(旧姓)	兵庫		納付済税額 (1) 期別	4,000 円	
現住所	同上			差 (ア)	12,000 円		
受給者番号	指定なし・指定あり()	0058742		普通徴収税額の 口座振替該当有無	有・無		

期別と納付済金額を確認の上、
記入してください。金額が不明の
場合は期別のみ記入してください。

注意
事項
① 普通徴収の納期限が経過している期別分は特別徴収へ切り替えできません。
② 口座振替の方の場合、届出が納期限前2週間を過ぎると、口座から引き落とされます。
③ 二重納付防止のため、ご本人に普通徴収の納付済額の確認をお願いします。
④ 前年に年金所得がある65才以上の方は切り替えできない場合があります。

税額通知に記載されます。
社員番号等、必要な番号
があれば記入してください。
不明の場合は
記入不要です。

納入書の要否
(新規の場合のみ) ① 必要 2 不要

電話連絡希望(月 日まで)

※納入書は税額に変更があった場合でも
改めてお送りすることはありません。

該当する番号を○で
囲んでください。

(提出先) 〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地 姫路市役所 市民税課 個人住民税担当 (電話: 079-221-2260)

7 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書記載例

- 所在地、名称及び送付先等に変更があった場合は、「特別徴収義務者所在地・名称変更届出書」（17ページの付録4）を提出してください。
- この変更届書を提出されましても、法人市民税に係る異動届出書を提出したことにはなりませんのでご注意ください。
- 法人番号が変更される場合は、指定番号が新しい番号に変更されます。「給与所得者異動届出書」の提出もお願いします。

(記載例)

変更日前に提出の場合 旧の内容
変更日後に提出の場合 新の内容

指定番号を記入してください。

特別徴収義務者所在地・名称変更届出書

2025年 8月 15日 (あて先)	給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所在地	〒670-0955	特別徴収義務者 指定番号	0912345678								
受 付 印		名称	姫路市安田4丁目1番地 姫山商事 株式会社			連 絡 先	係	総務課					
		代表者の職氏名	姫山 城子				氏名	姫路 太郎					
		法人番号	1	2	3		4	5	6	7	8	9	0
					変更年月日	2025 年 8 月 1 日							

事 項	変 更 前	変 更 後
フリガナ	ヒメジシホンマチ68バンチ	ヒメジシヤスタ4チョウメ1バンチ
所 在 地 (住 所)	〒 670-0012 姫路市本町68番地	〒 670-0955 姫路市安田4丁目1番地
方 書 (ビル名等)		
フリガナ		
名 称		
電 話		
法 人 番 号		

変更部分のみ記入してください。

○ 所在地・方書・名称には誤読をさけるためフリガナを振ってください。

○ 特別徴収事務に係る書類の送付について、上記以外の場所を希望される場合には、下記の欄に送付先の名称・所在地等を記入してください。(義務者指定番号が変更になる場合もあります)

旧所在地の事業所等の存続の有無 有 無

※他の税目も下記送付先に変更を希望します はい いいえ

変 更 理 由	(1)名称変更理由	(2)所在地変更理由
	<input type="checkbox"/> 社名変更	<input checked="" type="checkbox"/> 事業所の移転(登記未済)
	<input type="checkbox"/> 合併による変更 <input type="checkbox"/> 旧社名の法人は登記上 存続し社名変更	<input type="checkbox"/> その他()
	<input type="checkbox"/> 旧社名の法人は登記上 解散し合併	(3)その他
	<input type="checkbox"/> 新法人の設立	<input type="checkbox"/> 特別徴収事務の一本化
		<input type="checkbox"/> 事務所等の廃止
		<input type="checkbox"/> その他()

送 付 先	フリガナ	
	所在地	
	フリガナ	
	名 称	
	電 話	

注) この変更届出書を提出されましても、法人市民税に係る異動届出書を提出したことにはなりませんのでご注意ください。
(提出先) 〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地 姫路市役所 市民税課 個人住民税担当 (電話:079-221-2260)

8 退職所得の分離課税にかかる特別徴収について

退職所得に対する個人の市県民税については、原則として退職所得の発生した年に他の所得と区分して納税義務者のその年の1月1日現在の住所所在地の市町村において課税されます。

(1) 税額の計算

① 退職所得金額の計算

ア 勤続年数5年超又は令和3年12月31日以前に支払を受けた勤続年数5年以下の役員等（※）以外の人

$$\text{退職所得の金額} = (\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2 \cdots (1,000\text{円未満の端数切り捨て})$$

※「役員等」とは ・法人税法第2条第15号に規定する役員

・国会議員及び地方議会議員

・国家公務員及び地方公務員

イ 令和4年1月1日以降に支払を受けた勤続年数5年以下の役員等以外の人

(ア) 退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した金額が300万円以下の場合

$$\text{退職所得の金額} = (\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

(イ) 退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した金額が300万円を超える場合

$$\text{退職所得の金額} = 150\text{万円} + \{ (\text{収入金額} - 300\text{万円}) - \text{退職所得控除額} \}$$

ウ 勤続年数5年以下の役員等

$$\text{退職所得の金額} = (\text{収入金額} - \text{退職所得控除額})$$

② 退職所得控除額の計算 … (1,000円未満の端数切捨て)

勤続年数	退職所得控除額	
20年以下	40万円 × 勤続年数 (80万円に満たない場合は80万円)	障害者になったことに直接起因して退職した場合 左記の控除額 + 100万円
20年 超	800万円 + { 70万円 × (勤続年数 - 20年) }	

※勤続年数に1年未満の端数があるときは、1年に切り上げます。(例)10年2ヶ月の方の場合 → 勤続年数11年

③ 退職所得にかかる税額の計算

$$\text{市民税} = \text{退職所得} \times 6\% \cdots (100\text{円未満の端数切捨て})$$

$$\text{県民税} = \text{退職所得} \times 4\% \cdots (100\text{円未満の端数切捨て})$$

(2) 納入について

退職手当等に係る特別徴収税額は、給与所得に係る特別徴収税額とあわせて別冊の納入書により翌月10日までに納入してください。

納入書には「退職所得分」欄に納入税額を記入し、裏面の納入申告書に必要事項を記入していただくようお願いします。

(注) 個人事業主の方は金融機関等に提出する納入申告書(納入書裏面)に個人番号を記入する必要はありません。

退職所得に対する税額が発生した人が4人以上の場合は「退職手当等にかかる市民税・県民税特別徴収税額納入内訳書」(16ページの付録3)をコピーして提出してください。

法人の取締役・監査役・理事等の役員に対する退職手当については、「退職所得の特別徴収票」を退職後1ヶ月以内に提出してください。

また、退職所得に係る市民税・県民税を分割で納付される場合は、「退職所得に係る市県民税の分割納入計画書」を提出していただく必要がありますのでご連絡ください。

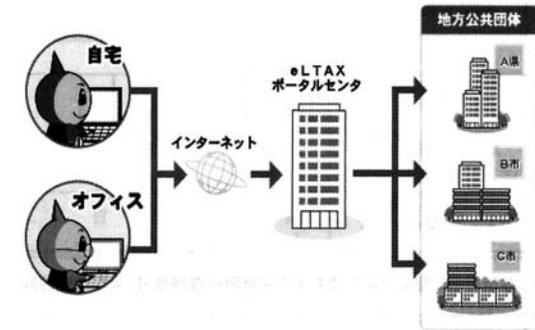
電子申告 (eLTAX等) について

【eLTAXとは】

eLTAXとは、地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続きをインターネットを利用して電子的に行うシステムで、地方共同法人地方税共同機構により運営されています。

【メリット】

- インターネットを利用するため、自宅やオフィスから申告等の手続きを行うことができます。
- 市区町村へ提出する給与等の支払報告書及び税務署へ提出する源泉徴収票をeLTAXを利用し、一括して作成・提出できます(複数の市区町村にも、まとめて一度に送信できます)。
- 申告書の印刷代及び郵送代を削減することができます。
- 記録が残るため、控え返送の依頼等が不要です。
- 無償のeLTAX用ソフト「PCdesk」で申告書を簡単に作成できます。
- eLTAXに対応した市販の税務会計ソフトのデータが利用できます。
- 電子納税により、毎月納入する市県民税を、すべての市区町村に対して一括で納入することができます。
- 平日は24時まで申告や納付が可能です。
- 特別徴収税額の決定通知書を電子データで受け取ることができます。
- eLTAXのサービスは無料です。*パソコン環境や電子証明書等、事前の準備に費用が必要な場合があります。



【eLTAXで給与支払報告書を提出される場合の普通徴収とする際の注意事項】

- 1.eLTAXの「普通徴収」欄に「1」を入力してください。
(「乙欄」に「1」を入力した場合でも「普通徴収」欄に「1」がなければ特別徴収となる場合があります。)
- 2.摘要欄に該当する普通徴収の略号(a、b等)または理由を入力してください。
(※普通徴収の略号を入力した場合は、必ず「普通徴収」欄に「1」を入力してください。)

令和6年度より税額(変更)決定通知書を電子での受け取りが可能になっています

受け取り方法はeLTAXで給与支払報告書を提出する際に選択できます。電子的税額通知は当初のみでなく、月次の変更通知も電子的税額通知で発送されます。受け取り方法は以下の通りです。

税額(変更)決定通知書受け取り方法

選択可	給与支払報告書の提出方法	特別徴収義務者通知	納税義務者用通知
		紙	書面
	光ディスク等	書面	書面
選択可	eLTAX	電子	電子
		電子	書面
		書面	電子
		書面	書面

(注意点)

- 電子での受け取りを希望できるのはeLTAXで給与支払報告書を提出している場合です。
- 令和6年度より税額通知の電子的副本は廃止となっております。
- 税額通知を電子的方法での受け取りを希望された場合書面での送付はありませんのでご注意ください。

受け取り方法に関して <https://www.eltax.lta.go.jp/>



電子申請について

「給与所得者異動届出書」は「兵庫県電子申請共同運営システム」のホームページより電子申請が可能となっています。詳細につきましては当該ホームページをご覧ください。

eLTAXについて

- お電話でのお問い合わせは、ヘルプデスクで9:00~17:00(土日祝日及び年末年始12/29~1/3を除く)
- ☎ 0570-081459 全国一律市内通話料金(ハイシゴク)
- ☎ 03-5521-0019 通常通話料金(IP電話やPHSなどをご利用の場合)

eLTAX ホームページ：
<https://www.eltax.lta.go.jp/>



eLTAX ホームページの「よくあるご質問」：
<https://eltax.custhelp.com/>



退職の日が一月一日から四月三十日までの間の方については、本人からの申出がない場合であっても、必ず残税額をまとめて徴収してください。

付
受 印

7

市町村民税
道府県民税

給与支払報告
特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

整理番号

担 当 者	氏名	6 年 度	特別徴収 指定番号	
	電 話		宛名番号	
			7 年 度	特別徴収 指定番号
			宛名番号	

フリガナ		新		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法
氏名		姓							
生年月日	明・大・昭・平	年			月分から	月分から	年	1 転勤 2 退職 3 死亡 4 休職 5 長欠 6 その他	1 特別徴収継続 2 一括徴収 3 普通徴収 (本人が納付する)
個人番号		月			月分まで	月分まで			
1月1日 現在		日					月 日	a.支払少額 b.支払不定期 c.上記以外()	
異動後									

◎給与所得者が新しい給与支払者(特別徴収義務者)による「特別徴収の継続」を希望される場合には以下の項目にも必ず記載してください。※事業主及び従業員の希望による普通徴収への切替はできません。

新しい給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地〒 (フリガナ) 名 称	特別徴収指定番号	担当者 氏名	左記特別徴収義務者(担当 氏)へは 月割額 円を 月分(翌月10日納期限) から徴収するよう連絡済です。
			電話	受給者番号
		法人番号		納入書の要否 (新規の場合のみ)
				1 必要 2 不要

◎給与等の支払を受けなくなった後の月割額(退職した月を除く)の一括徴収について次の欄に必ず記載してください。

一 括 徴 収	一括徴収する場合	徴収予定月日	徴収予定額 【 (ウ)と同額 】	左記の一括徴収した税額は 月分 (翌月10日納期限)で納入します。
	1 異動の日が6月1日から12月31日までの間で本人からの申出があったため。	月 日	円	
	2 異動の日が1月1日から4月30日までの間で特別徴収の継続の希望がないため。			
徴 収	一括徴収しない場合			
	1 異動の日が6月1日から12月31日までの間で本人からの申出がないため。			
	2 異動の日が1月1日から4月30日までの間で残税額(上記(ウ)の額)を超える給与又は退職手当等の支払がないため。			
	3 死亡による退職のため。			

A	B	C	D	E	F

新しい給与支払者が姫路市で指定番号の登録のない事業所で電子的税額通知を希望する場合、「特別徴収税額通知受取方法変更届出書」の提出が必要です。(既に届出済の場合を除きます)

※給与所得者異動届出書の記載例については5ページ~7ページをご覧ください。

※退職者については、この異動届出書とは別に、翌年の一月三十一日までに給与支払報告書(個人別明細書及び総括表)の提出が必要です。(一月三十一日が土曜日・日曜日の場合は、二月第一日曜日が提出期限となります。)

市民税・県民税 特別徴収への切替依頼書

年 月 日 (あて先) 姫路市長 <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 80px; height: 80px; margin: 10px auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受 付 印 </div>	給 与 支 払 者	法人番号 <input style="width: 10px;" type="text"/>										特別徴収義務者 指 定 番 号		/ 新規
		フリガナ										連 絡 先	所属	
		名称 (氏名)											氏名	
		代表者名											電話	
所在地 (住所)		郵便番号 <input style="width: 40px;" type="text"/> - <input style="width: 20px;" type="text"/>												

◎ 次の納税者について 月分(翌月10日納期限)より特別徴収を希望します。
※原則 提出月の翌々月を記入してください。

フリガナ		生 年 月 日	通知書番号	
氏 名		昭和・平成 年 月 日生	普通徴収の年税額 (ア)	円
		(旧姓)		
1月1日現在の住所	姫路市		納付済税額 ()期分まで(イ)	円
現住所			差引徴収税額 (ア) - (イ)	円
受給者番号	指定なし・指定あり()		普通徴収税額の 口座振替該当有無	有 ・ 無

- | | |
|---------|---|
| 注 意 事 項 | ① 普通徴収の納期限が経過している期別分は特別徴収へ切り替えできません。
② 口座振替の方の場合、届出が納期限前2週間を過ぎると、口座から引き落とされます。
③ 二重納付防止のため、ご本人に普通徴収の納付済額の確認をお願いします。
④ 前年に年金所得がある65才以上の方は切り替えできない場合があります。 |
|---------|---|

納入書の要否 (新規の場合のみ)	1 必要 2 不要
---------------------	-----------

<input style="width: 20px; height: 20px; border: 1px solid black; border-radius: 50%;" type="checkbox"/>	電話連絡希望(月 日まで)
--	----------------

新しい給与支払者が姫路市で指定番号の登録のない事業所で電子的税額通知の受取を希望する場合、「特別徴収税額通知受取方法変更届出書」の提出が必要です。(既に届出済の場合を除きます。)
※月割額の通知は毎月初旬と中旬の月2回発送となります。
※事前に電話での税額連絡を必要とされる場合は右記に○と日にちを記入してください。

※納入書は税額に変更があった場合でも改めてお送りすることはありません。

(提出先) 〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地 姫路市役所 市民税課 個人住民税担当 (電話:079-221-2260)

※市・県民税の特別徴収への切替依頼書の記載例については8ページをご覧ください。

※退職者については、この異動届出書とは別に、翌年の一月三十一日までに給与支払報告書(個人別明細書及び総括表)の提出が必要です。
 (一月三十一日が土曜日・日曜日の場合は、二月第一日曜日が提出期限となります。)

に係る給与と所得者異動届出書

給与支払報告
特別徴収

市町村民税
道府県民税

付
受
印
7

整理番号

姫路市長 年 月 日 提出	給与支払者 (特別徴収義務者)	名称 (氏名)	担当者 氏名 電話	6年度 特別徴収 指定番号	係
		所在地 (住所)		7年度 特別徴収 指定番号	
		法人番号又は個人番号		宛名番号	

給与所得者住所	フリガナ 氏名	新姓	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法
	生年月日	明・大・昭・平 年 月 日生		月分から	月分から	年 月 日	1 転勤 2 退職 3 死亡 4 休職 5 長欠 6 その他 <small>a.支払少額 b.支払不定期 c.上記以外()</small>	1 特別徴収継続 2 一括徴収 3 普通徴収 (本人が納付する)
	個人番号		月分まで	月分まで				
	1月1日 現在							
	異動後							

◎給与と所得者が新しい給与支払者(特別徴収義務者)による「特別徴収の継続」を希望される場合には以下の項目にも必ず記載してください。※事業主及び従業員の希望による普通徴収への切替はできません。

新しい給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地〒	特別徴収指定番号	担当者連絡先 氏名 電話	左記特別徴収義務者(担当 氏)へは 月割額 円を 月分(翌月10日納期限) から徴収するよう連絡済です。	
	(フリガナ) 名称	法人番号		受給者番号	納入書の要否 (新規の場合のみ)
				1 必要	2 不要

◎給与等の支払を受けなくなった後の月割額(退職した月を除く)の一括徴収について次の欄に必ず記載してください。

一括徴収する場合	1 異動の日が6月1日から12月31日までの間で本人からの申出があったため。	徴収予定月日	徴収予定額 【(ウ)と同額】	左記の一括徴収した税額は 月分 (翌月10日納期限)で納入します。
	2 異動の日が1月1日から4月30日までの間で特別徴収の継続の希望がないため。	月 日	円	
一括徴収しない場合				
理由	1 異動の日が6月1日から12月31日までの間で本人からの申出がないため。			
	2 異動の日が1月1日から4月30日までの間で残税額(上記(ウ)の額)を超える給与又は退職手当等の支払がないため。			
	3 死亡による退職のため。			

A	B	C	D	E	F

新しい給与支払者が姫路市で指定番号の登録のない事業所で電子的税額通知を希望する場合、「特別徴収税額通知受取方法変更届出書」の提出が必要です。(既に届出済の場合を除きます)

※給与と所得者異動届出書の記載例については5ページ~7ページをご覧ください。

退職の日が一月一日から四月三十日までの間の方については、本人からの申出がない場合であっても、必ず残税額をまとめて徴収してください。

退職手当等にかかる市民税・県民税特別徴収税額納入内訳書

付録3

年 月 日 (あて先) 姫 路 市 長	年 月 分	納入年月日 年 月 日	特別徴収義務者の所在地・名称(氏名)			特別徴収義務者指定番号	
	納入税額 円	人員 人	勤続年数	徴収された税額			他
		市民税		県民税	合計		
退職手当等の支払を受ける者の住所・氏名	退職手当等の支払金額						
住所 氏名	円	年	円	円	円	円	有・無
住所 氏名	円	年	円	円	円	円	有・無
住所 氏名	円	年	円	円	円	円	有・無
住所 氏名	円	年	円	円	円	円	有・無
住所 氏名	円	年	円	円	円	円	有・無
住所 氏名	円	年	円	円	円	円	有・無

※「他」の欄には貴社以外の退職所得の有無を記入してください。

特別徴収義務者所在地・名称変更届出書

年 月 日 (あて先) <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; margin: 10px auto; text-align: center; line-height: 60px;"> 付 受 印 </div>		給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所在地											連 絡 先	係		
			名称												氏名		
			代表者の職氏名												電話		
			法人番号														

事項	変 更 前	変 更 後
フリガナ		
所在地 (住所)	〒	〒
方 書 (ビル名等) フリガナ		
名 称		
電 話		
法 人 番 号		

○ 所在地・方書・名称には誤読をさけるためフリガナを振ってください。

○ 特別徴収事務に係る書類の送付について、上記以外の場所を希望される場合には、下記の欄に送付先の名称・所在地等を記入してください。(義務者指定番号が変更になる場合もあります)

旧所在地の事業所等の存続の有無	有 ・ 無
-----------------	-------

※他の税目も下記送付先に変更を希望します はい ・ いいえ

変更理由	(1)名称変更理由	(2)所在地変更理由
	<input type="checkbox"/> 社名変更 <input type="checkbox"/> 合併による変更 <input type="checkbox"/> 旧社名の法人は登記上 存続し社名変更 <input type="checkbox"/> 旧社名の法人は登記上 解散し合併 <input type="checkbox"/> 新法人の設立	<input type="checkbox"/> 事業所の移転(登記 未・済) <input type="checkbox"/> その他() (3)その他 <input type="checkbox"/> 特別徴収事務の一本化 <input type="checkbox"/> 事務所等の廃止 <input type="checkbox"/> その他()

送付先	フリガナ	
	所在地	
	フリガナ	
	名 称	
	電 話	

注) この変更届出書を提出されましても、法人市民税に係る異動届出書を提出したことはありませんのでご注意ください。

(提出先) 〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地 姫路市役所 市民税課 個人住民税担当 (電話:079-221-2260)

※特別徴収義務者所在地・名称変更届出書の記載例については9ページをご覧ください。

特別徴収税額の納入に近畿2府4県以外の各ゆうちょ銀行及び各郵便局を利用される場合は、当市の金融機関として指定しなければなりませんので、右の「指定通知書」を利用されるゆうちょ銀行または郵便局名記載のうえ、当初納入される際に提出してください。

きりとり線

店 長
郵便局長 様

年 月 日

姫 路 市 長
(公印省略)

指 定 通 知 書

貴店(局)を地方税法第321条の5第4項の規定により、当市の市民税、県民税および森林環境税特別徴収税額の納入取扱店(局)に指定しましたのでご通知します。

認可又は承認番号	貯業二第288号
口座番号	01140-6-960041
加入者の名称	姫路市会計管理者
取まとめ局	大阪貯金事務センター

